

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項

- この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき貸付けを行うものです。
- この資金の対象は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」を対象とします。新型コロナウイルス感染症の発生に起因しない理由による借入れはできません。
- 貸付限度額は、一世帯につき、原則 10 万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円以内とします。
 - 世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - 世帯員に要介護者がいるとき。
 - 世帯員が 4 人以上いるとき。
 - 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
 - その他、特に資金の貸付需要があると社会福祉協議会会長が認めるとき。
- 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。

※ 住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 申込みは借入れを希望する本人が申込手続きを行うこととなります。
- 借入申込にあたっての必要な書類
 - 借入申込書（原本）
 - 借用書（原本）
 - 重要事項説明書（原本）
 - 収入の減少状況に関する申立書（原本）
 - 世帯全員分の住民票（本籍地・マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後 3 か月以内、コピー不可）

※ 借入申込書の「世帯状況」に記載する方全員分の住民票を提出。住民票上で世帯分離している場合も、各世帯の住民票を併せて提出してください。
 - 振込口座（本人名義）が確認できる「通帳」または「キャッシュカード」のコピー
 - 本人確認書類のコピー

※ 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）のいずれか。外国籍の方は在留カード（特別永住者証明書）
 - 確認チェックリスト（※郵送申込の場合のみ）

◆ 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、本人確認書類等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 借入申込は、感染症拡大防止の観点から、郵送による申込にご協力お願いいたします。
 - 神奈川県社会福祉協議会ホームページからのダウンロード、または市区町社協からの郵送により、上記必要書

類①～④及び⑧を入手。

- (2) 「借入申込みにあたっての留意事項（本紙）」 「③重要事項説明書」を読む。
- (3) 記入例を参考に、必要書類①～④に必要事項を記入・捺印。また必要書類⑤～⑦をそろえる。
- (4) 「⑧確認チェックリスト」を使って必要書類の漏れや記入漏れがないか確認する。
- (5) 必要書類①～④はコピーを取り、借入申込者が控として保有する。
- (6) 必要書類①～⑧を、居住地の市区町社会福祉協議会あてに郵送。郵送料は申込をする方のご負担となりますのでご了承ください。

※申込み内容に不明な点等があった場合は、申込み先の社会福祉協議会から、ご連絡する場合があります。

8. 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくこととなります。
 9. 申込受付後、神奈川県社会福祉協議会で貸付審査を行います。貸付決定（不承認）となった場合には、神奈川県社会福祉協議会から申込者宛に貸付決定（不承認）通知を行います。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は神奈川県社会福祉協議会が責任をもって廃棄します。なお、不承認となった理由の詳細についてお答えすることはできません。
 10. 即日貸付ではありません。貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。
 11. 返済について、減収後の生活再建のため、貸付後、返済開始まで 12 月までの猶予期間（据置期間）を設定しています。
据置期間(据置期間)終了後、24 月以内での返済となります。生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、神奈川県社会福祉協議会へご連絡ください。
 12. 貸付金の利率は無利子とします。
 13. 転居により住所を変更した場合は、神奈川県社会福祉協議会に連絡し、転居先の住所について「住所・氏名変更届」により届け出ること。また、その後も借入期間中、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
 14. 借入申込にあたって、神奈川県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
 15. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。
- ◆今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることにしています

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 生活支援担当

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 TEL 045-311-1426 FAX 045-314-3472

2020.10.01